橿原市営斎場改修・運営事業に係る実施方針の策定の見通し

令和４年７月

橿　 原　 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。）第 15 条第 1 項及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条の規定 により、本市が予定している実施方針の策定の見通しを、下記のとおり公表する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定事業の名称 | 期間 | 概要 | 公共施設等の  立地 | 実施方針の  策定時期 | 担当 |
| 橿原市営斎場改修・運営事業 | 29年６カ月（予定） | PFI事業者は、橿原市営斎場の改修業務（設計・工事・監理）、維持管理業務及び運営業務を実施する。 | 奈良県橿原市  南山町777番地 | 令和4年9月（予定）  橿原市ホームページに  掲載予定 | 環境部 環境政策課  電話 0744-47-3511 |